

今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

第14回 憲法改正手続法の凍結を

憲法問題対策センター副委員長 中本 源太郎 (28期)



改憲手続法は

「未完成」の「欠陥法」

「戦後レジームからの脱却」「任期中の明文改憲」を掲げた安倍内閣が憲法制定後初めて憲法改正手続法を強行成立させて3年が経過した。

国民の批判、反対の声を押し切り、これだけの重要な法律をあまりにも短期、拙速に成立させたこともあり、多くの課題が積み残しとなった。そのことは、法施行までに3年間の周知期間が設けられたこと、その間に必要な法制上の措置を執るべきことが附則に定められたこと、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会で18項目にも及ぶ附帯決議がつけられたことから明らかである。その意味で、改憲手続法は「未完成」の「欠陥法」と言って差し支えない代物である。

改憲手続法の内容

かいつまんで改憲手続法の内容を整理すれば、

- ① 発議は衆議院で100人、参議院で50人以上の賛成による
- ② 投票権者は満18才以上の日本国民（成年年齢の法改正が前提）
- ③ 投票は発議した日から「60日以後180日以内」
- ④ 投票は投票用紙の賛成欄か反対欄に○印
- ⑤ 「有効投票総数の過半数」の賛成で改正承認
- ⑥ 公務員・教員の地位利用による国民投票運動は禁止（罰則はないが、懲戒理由となりうる）
- ⑦ 最低投票率の定めはない
- ⑧ 衆・参に憲法審査会を設置して審議する
- ⑨ 国会内に広報協議会を設けて広報する
- ⑩ テレビ・ラジオ、新聞の有料意見広告は投票日の2週間前から禁止（それまでは自由）などである。

問題点その1

…必要な法制上の措置の未了

附則で改憲手続法の施行までに法制上の措置を執るべきこととされた「選挙権を有する者の年齢、成年年齢」並びに「憲法改正に関する運動に公務員の政治的行為の制限が及ばないことを明確化する公務員法改正」が全くなされていない。

問題点その2

…附帯決議事項の未検討

上記附則のみならず、附帯決議事項についても一切審議されてこなかった。附帯決議はいずれも重要な事項ばかりであるが、とりわけ次の項目は重要である。

- ① 最低投票率…憲法改正の重要性に鑑み、出来るだけ多くの国民の意思が反映されるように定めるべき。
- ② 発議の方式…改正案の発議は「関連事項ごとに区分して」行うこととされているが、「関連性の判断基準の明確化」が不可決。
- ③ 公務員及び教育者の地位利用の規制は罰則なしでも萎縮効果大きい。禁じられる行為を明確化すべき。
- ④ テレビ・ラジオの有料広告規制について、投票日の直前14日以前は無制限でいいのかなど、公平性の確保を検討すべき。

その他、国民への広報の公平性の確保、発議から投票までの余りにも短い（最低60日）期間の伸長なども課題である。

法律の凍結を

この余りにも問題の多い改憲手続法については、日弁連会長、東弁会長が施行の延期を求める声明を出したが、5月18日に施行となった。しかし、3年間で欠陥が治癒できなかった以上、この法律は凍結すべきではないであろうか。